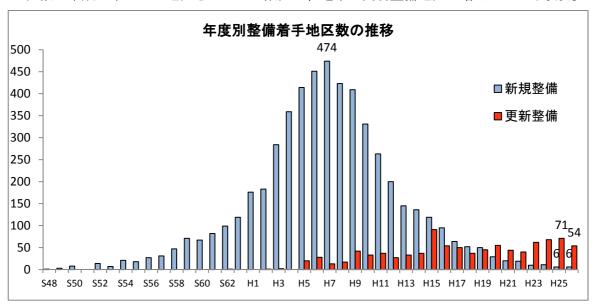
【参考1】農業集落排水施設の統合等について

- I. 農業集落排水施設の整備状況
 - 1-1 整備着手地区数
 - 1-2 統合等の実施状況
- Ⅱ. アンケート調査
 - 2-1 調査概要
 - (1)目的・対象
 - (2)調査分類
 - (3)調査期間
 - (4)回答件数及び回答率
 - 2-2 回答結果
 - (1) 統合等を実施した理由
 - (2)計画を検討する際の統合案の比較状況
 - (3)コスト縮減率
 - (4)計画処理人口の考え方
 - (5) 計画汚水量の考え方
 - (6)集排汚泥の利活用方法
 - (7) 統合等実施前後における維持管理部署の人数
 - (8) 統合等によるメリット・デメリット
 - (9) 計画策定における留意点

I. 農業集落排水施設の整備状況

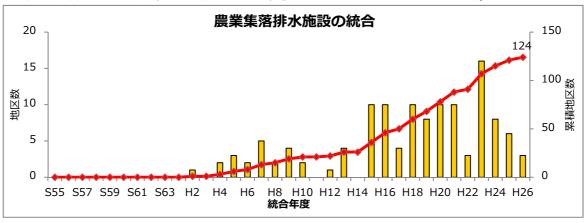
1-1整備着手地区数

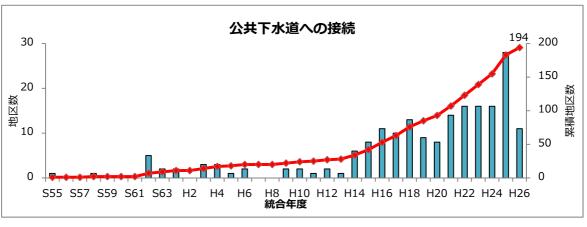
農業集落排水施設は、昭和48年に農村総合整備モデル事業の1工種として整備を開始し、 平成26年度末時点で、全国約900市町村で約5,100施設が供用されている。新規着手地 区数は平成7年の474地区をピークに減少し、近年は更新整備地区が増加している状況。



1-2 統合等の実施状況

今後は、老朽化施設が急増し更新需要が高まるとともに、人口減少等により市町村の財政負担が増加するなど、施設の運営管理が困難となる場合が想定される。このため、近年は農業集落排水施設の統合等が増加傾向にあり、平成26年度末までに、農業集落排水施設の統合は124地区、公共下水道への接続は194地区で実施されている。





Ⅱ. アンケート調査

2-1 調査概要

(1) 目的·対象

農業集落排水施設の統合等が実施された地区における事業効果等の状況を幅広く把握することを目的として、平成25年度末までに統合等を実施した170市町村にアンケート調査を実施した。

(2) 調査分類

調査は、統合等の形態を以下の4タイプに分類し実施した。

① 農業集落排水施設同士の統合

タイプ A: それぞれが処理場を持つ既存の集排地区同士を統合する場合

タイプ B: 処理場を持つ既存の集排地区に新規整備集排地区を統合する場合

② 公共下水道への接続

タイプ C: 処理場を持つ既存の集排地区を公共下水道に接続する場合

タイプ D: 新規整備集排地区を公共下水道に接続する場合



(3)調査期間

平成 27 年 7 月 13 日~8 月 31 日

(4) 回答件数及び回答率

回答市町村数:132 市町村 回答率:78% (132/170 市町村)

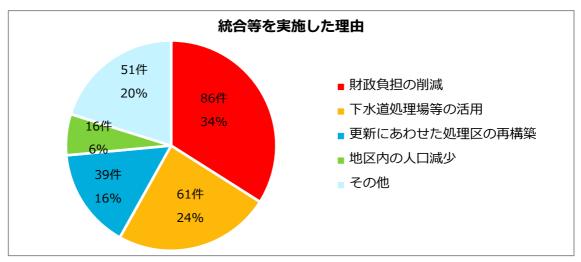
回答地区数:182 地区 回答率:81% (182/226 地区)

※回答の中で未記入のものや内容に整合のとれないものについては、その都度除外しているため、アンケート調査項目により有効回答数が異なることがある。

2-2 回答結果

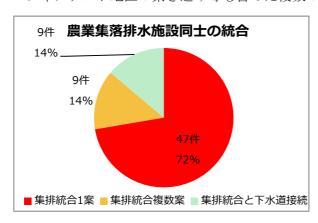
(1) 統合等を実施した理由(複数回答)

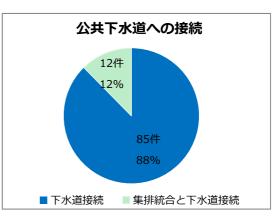
統合等を実施した理由としては「財政負担の削減」の回答が最も多く挙げられていた。 また、公共下水道に接続した場合では「下水道処理場等の活用」の回答も多く挙げられていた。これは、人口減少等により下水処理場側の処理能力に余力が生じたことが理由と考えられる。



(2) 計画を検討する際の統合案の比較状況(複数回答)

農業集落排水施設同士の統合の場合、約7割が施設同士の統合1案のみの検討であり、下水道への接続案を含めた複数案あるいは複数の集排統合案についても検討しているのは3割にとどまっている。また、公共下水道への接続の場合においても、約9割が下水道接続についてのみ検討を行うなど、複数の検討を行っている事例は少ない。農業集落排水施設の統合実績を見ても、3地区以上の統合を実施した地区は約2割となっているが、農業集落排水施設の統合等は、処理施設間の距離や地形的条件等を踏まえできる限り広域的な統合を図っていく必要があることから、計画検討時においても下水道への接続やコミュニティプラント地区の繋ぎ込み等も含めた複数の検討を行う事が望ましい。





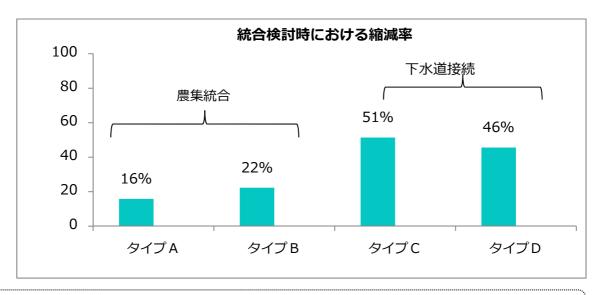
農業集落排水施設同士の統合実績(平成25年度末まで)

全統合地区数		
(統合された地区数)	うち、2 地区統合	うち、3 地区以上統合
122	98 (80%)	24 (20%)

(3) コスト縮減率(※)

統合等の検討時において、農業集落排水施設を個別に施設整備した場合と統合等を実施 した場合の年経費(建設費+維持管理費)を比較し、縮減率を統合種類別に算出したとこ ろ、農業集落排水施設同士の統合に比べ、公共下水道へ接続した場合の縮減率が大きくな った。

これは、農業集落排水施設同士の統合の場合は、地形的条件等から地域間に距離があり、かつ、統合先の処理施設で増設等の工事を要するのに対し、公共下水道への接続の場合は、下水道事業区域の整備が拡大し集排地区との距離が近くなったことが契機となっていることが多く、かつ、人口減少等により下水処理場の処理能力に余力が生じており、増設等を要しないことから、接続管路のみの工事しか要しないためである。



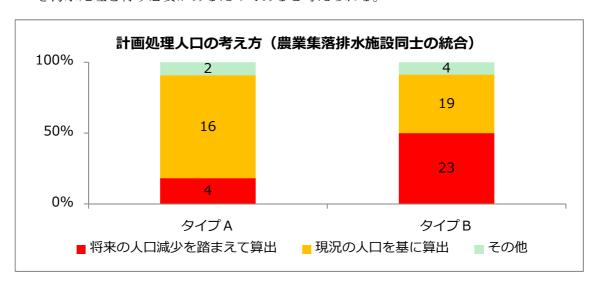
※コスト縮減率の算出式

コスト縮減率(%) $=\frac{({\mathbb R}^{*}{\mathbb R}^{\mathbb R}^{*}{\mathbb R}^$

(4) 計画処理人口の考え方

計画処理人口は、汚水処理施設及び管路施設の規模・構造等を決定する重要な要素である。土地改良事業計画指針において、新設時における人口の算定に当たっては、市町村全体及び集落の人口動態、将来にわたる諸施設の態様、社会的条件変化等を総合的に勘案して算定するとされている。

農業集落排水施設同士を統合した場合を見てみると「将来の人口減少を踏まえて算出」と「現況の人口を基に算出」の二つに回答が集中したが、処理場を有していたタイプAにおいては「将来の人口減少を踏まえて算出」の回答が少なかった。これは、既存の集排地区同士を統合するため、将来の人口減少が見込まれたとしても当面は現在の処理人口に基づき汚水処理を行う必要があるためであると考えられる。

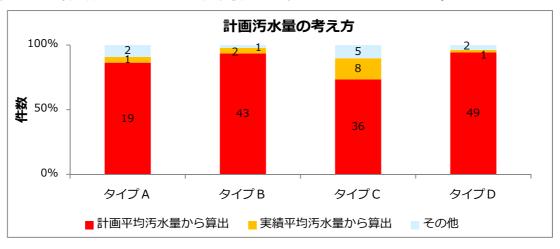


(5) 計画汚水量の考え方

計画汚水量は、汚水処理施設の基本数値となるものであり、土地改良計画指針において「計画平均汚水量」または「実績の平均汚水量」から算出するとされている。

回答結果を見ると「計画平均汚水量から算出」の回答が圧倒的に多く「実績の平均汚水量から算出」している回答はほとんどなかった。

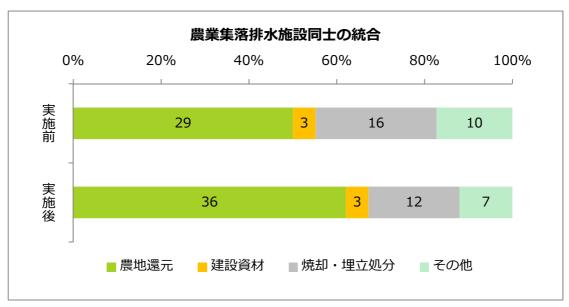
改築の計画汚水量は、地区内の社会的情勢等の変化により計画策定時と異なる場合もあるため「実績の平均汚水量」から算出することも認められている。近年においては、生活 形態の変化や節水型家電の普及等により汚水量が減少傾向にある。このため、実績の平均 汚水量から算出することにより施設規模の適正化が図られると思われる。

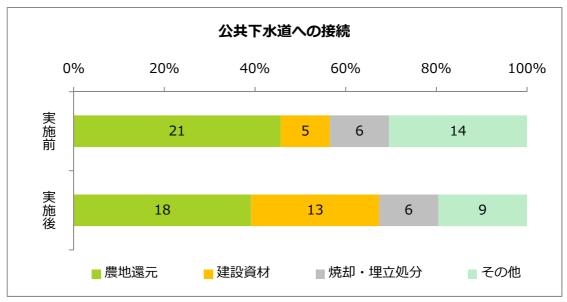


(6) 集排汚泥の利活用方法

農業集落排水施設から発生する汚泥には、窒素、リン等農業生産に有効成分が含まれている。このため、発生汚泥を肥料化し農地へ還元することにより農村地域内の循環利用が図られ、環境への付加の少ない循環型社会の構築に貢献している。

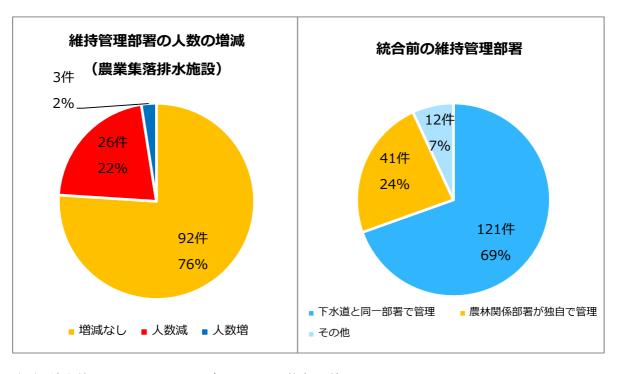
回答結果をみると、農業集落排水施設同士の統合の場合、統合を機に「農地還元」の件数が増えており、統合による集約化により、循環利用の促進効果があったと考えられる。また、公共下水道へ接続した場合「農地還元」が減少し「建設資材」等他の利用が増加している。これは、接続先の公共下水道において、従前より実施している処理方法で処理されているためであると考えられる。





(7) 統合等実施前後における維持管理部署の人数

農業集落排水施設同士を統合した場合において、統合等を実施した前後の農業集落排水施設を管理していた部署の人数は、約2割で「減少」であったが「増減なし」が約8割を占めた。これは、統合前から農業集落排水施設の維持管理を下水道と同一部署で管理している割合が高いことから、統合による影響を受けにくいためであると考えられる。



(8) 統合等によるメリット・デメリット (複数回答)

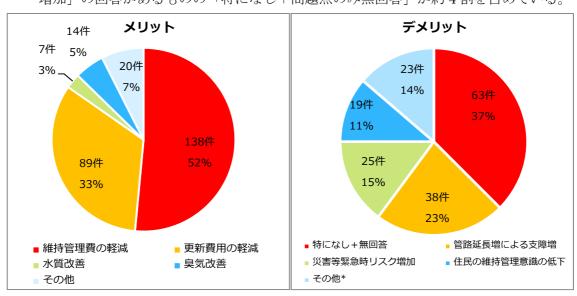
統合等を実施した事によるメリット・デメリットについては、メリットに関する点が高く評価されている。

① メリット

「維持管理費の軽減」「更新費用の軽減」の回答が多く、財政面での効果が大きいことがわかる。

② デメリット

「接続管路延長の増加によるトラブルの増加」「災害発生等の緊急時におけるリスクの増加」の回答があるものの「特になし+問題点のみ無回答」が約4割を占めている。

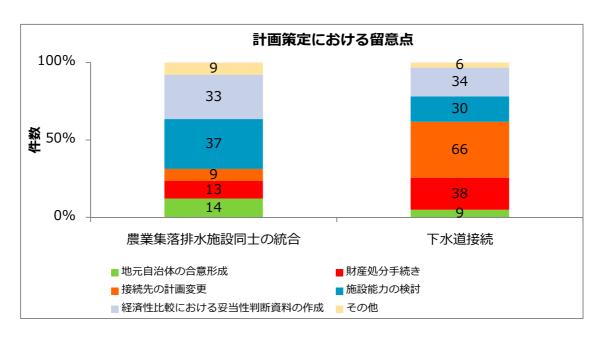


(9) 計画策定における留意点(複数回答)

農業集落排水施設の統合等を検討し計画を策定するにあたっての留意点としては、共通 して「経済性比較における妥当性判断資料の作成」の回答が多かった。

統合形態別に見ると、農業集落排水施設同士の統合の場合は、下水道に比べて施設規模が小さいことから「処理能力の検討」の回答が多くなった。

また、公共下水道へ接続した場合は「接続先の計画変更」の回答が多くなった。これは、 下水道区域の変更をする必要があるからであると考えられる。



【参考2】 再編計画参考例・記載例

〇〇町 農業集落排水再編計画

(平成〇年〇月作成)

1. 汚水処理の概要

(1) 汚水処理施設の整備状況

市町村及び汚水処理の概要(位置、人口、汚水処理人口普及率等)及び農業集落排水施設の整備状況について記載する。

記載係

○○町は、○○県の○○部に広がる農業を基幹産業とする町である。○○町では、市街地を対象に昭和○○年に下水道が最初の汚水処理施設として事業化された。その後、昭和○○年に農村部の集落を対象に○○地区が最初の農業集落排水地区として事業に着手、平成○○年までに○地区の整備が完了し、浄化槽等との整備と併せ、平成 26 年の汚水処理人口普及率は 90%に達している。

しかしながら、近年の人口減少に伴い、農業集落排水施設の運営は厳しさを増しており、 統合を主とした農業集落排水施設の再編を行うことにより、運営の効率化を図ることが重要 となっている。

項目		数値(人)	備考
① 総人口		30,000	
② 汚水処理人口		27,000	汚水処理人口普及率(②/①)=90%
下水道	1 地区	20,450	流域下水道
農業集落排水施設 5地区		3,500	
コミュニティプラント 1地区		50	

表1-○○町の汚水処理人口普及率等(平成○○年度末時点)

丰	2 _	農業集落排水施設の整備状況	
11	$\Delta -$		

未整備地域は浄化槽で整備予定

3,000

3,000

750戸

浄化槽

③ 未整備人口(①-②)

	供用開始 時期 整備內容			整備計画									
処理区					+,,-	資源					1日平均	計画日	計画時間
	年	月	処理場	管路	ポンプ 施設	循環	定住	流入	計	戸数	汚水量	最大汚水量	最大汚水量
						施設	人口	人口		(戸)	(m3/日)	(m3/目)	(m3/hr)
А							1,200	100	1,300	300	364		
В							400	200	600	100	168		
С							300	100	400	75	112		
D							300	50	350	75	98		
E							1,300	70	1,370	325	384		

(2) 地域の水環境

市町村における河川や湖沼等環境上配慮するべきもの等について記載する。

記載例

農業集落排水施設の処理水は、小河川や農業用用水路を経由して1級河川○○川に流れ込むことから、○○町の農業集落排水施設では、○○県が設定している排水基準(窒素(T-N),リン(T-P)の上乗せ基準)に対応した水処理を行っており、再編計画の策定においても引き続きこれに対応したものとする必要がある。

						水 質				
地区名			基準	値		測定値				
	SS	BOD	COD	T-N	T-P	SS	BOD	COD	T-N	T-P
〇〇地区										

(3) 地理的・地形的特性、汚水処理施設の配置状況

地域の地形的特性や汚水処理施設の配置状況について記載する。

記載例

○○町は、○○川を中心に東西に分かれており、農業集落排水施設は東側4カ所、西側に 1箇所となっている。また、西側には○○市に処理施設を持つ流域下水道の処理区がある。

東側の農業集落排水施設 4 処理区のうち○処理区は、○○川の支流である○○川に沿った 山間部の沢地の左岸川の集落にあり、傾斜がきつく他の処理区とは分断されている。 また、更にその上流部にはコミュニティプラントがある。

(4) 現況施設配置図

現況の汚水処理施設の配置図を添付する。

2. 農業集落排水施設の再編計画

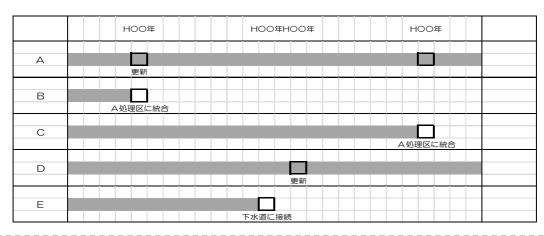
(1) 再編計画の概要

人口予測や経済比較の結果を基に、再編する施設の範囲等について記載する。

記載例

- ○○町の農業集落排水施設 5 処理区について以下のように再編する
- ① B 処理区は平成○○年に A 処理区に統合、C 処理区は平成○○年に A 処理区に統合。
- ② D 処理区は継続利用とし、平成〇〇年に更新する
- ③ E 処理区は、平成〇〇年に流域下水道に接続することとする。

スケジュール



(2) 個別施設毎の再編計画等の概要

個別施設毎の再編内容、経済比較結果等の概要について記載する。

① A、B、Cの3処理区の統合

A、B、C O 3 処理区は、比較的平坦部に位置し施設間の距離も短いことから、経済比較の結果 A 処理区に統合することとする。ただし

- ・A 処理区の更新時(H○○年)に3処理区を統合すると施設の増設が必要となること
- ・C 処理区は更新までに余裕があること(更新時期 H〇〇年)、
- ・C 処理区の更新時 $(H \bigcirc \bigcirc =)$ であれば、増設なしの統合が可能であることなどから、 $H \bigcirc \bigcirc =$ 年に B 処理区を統合、 $H \bigcirc \bigcirc =$ 年に C 処理区を統合する 2 段階統合とする。

○経済比較の結果

		個別	更新		備考			
	A処理区	B処理区	C処理区	計	A処理区	接続費用	計	開写
①建設費	4,267	3,644	3,154	11,065	4,267	6,374	10,641	
②維持管理費	5,610	3,000	2,270	10,880	5,610	657	6,267	
③年経費(①+②)	9,877	6,644	5,424	21,945	9,877	7,031	16,908	
判定)	<			0		

○主要工事内容

接続管路 $V P \phi \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc$ L = \bigcirc . \bigcirc k m

② D 地区の更新

D 処理区については、他の処理区から離れており、統合することが非経済的であることから、継続して利用し、平成〇〇年に更新整備を行うこととする

○経済比較の結果

		個別更新			備考		
	C処理区	D処理区	計	C処理区	接続費用	計	佣5
①建設費	3,154	3,896	7,050	3,154	7,544	10,698	
②維持管理費	2,270	1,827	4,097	2,270	826	3,096	
③年経費(①+②)	5,424	5,723	11,147	5,424	7,031	12,455	
判定		0			×		

○主要工事内容

D 処理場の機器更新 1式

③ E 地区の更新

E 処理区については、隣接する下水道○○幹線に接続する方が経済的であることから、 平成○○年までに下水道に接続することとする。

○経済比較の結果

		個別更新					
	下水道	E処理区	計	E処理区	統合 接続費用	計	備考
1建設費		4,879	4,879		3,748	3,748	
②維持管理費		5,610	5,610	200	2,856	3,056	
③年経費(1)+2)		10,489	10,489	200	6,604	6,804	
判定		X			0	•	

○主要工事内容(下水道で整備)

接続管路 $V P \phi \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc$ L = \bigcirc . \bigcirc k m

中継ポンプ ○箇所

(3)維持管理費の削減目標

再編に伴う汚水処理施設の維持管理費の削減目標を記載する。

記載例

A、B、Cの3処理区に係る維持管理費の目標は以下のとおり。

・現状(再編前)(平成○年度) ○○千円/年

・目標(再編後)(平成○年度) ○○千円/年 (○○%減)

(4) 再編計画図

下水道など農業集落排水施設以外の処理施設も含めた汚水処理施設の再編計画図を添付する。

3. 資源循環促進計画について

施設再編に伴う汚泥の再生利用方法の変更点、水利用の変化等の影響等について記載する。

4. 維持管理計画

再編後の農業集落排水施設の維持管理や運営の基本的な考え方等を記載する。

記載例

(1) 日常の管理等

施設の集約化に伴い、利用料金については、平成〇〇年度を目処に市内で統一化する 予定。また、施設統合を機に、包括的民間委託や公営企業会計の適用について検討して いく予定。

(2) 災害時等への対応

施設統合により、広域化したA地区では、災害発生時に処理場、中継ポンプ、緊急輸送道のマンホール等を優先的に確認する施設と〇〇市の地域防災計画に位置づける予定。

事 務 連 絡 平成28年3月15日

各地方農政局農村振興部地域整備課長 沖縄総合事務局農林水産部土地改良課長 〉 殿 北海道農政部農村振興局農村整備課長 ^ノ

> 農村振興局 整備部 地域整備課 農村資源循環班 課長補佐

長期利用財産処分報告書の記載事例の通知について

地方分権改革に関する地方からの提案を受け、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)」において「農業集落排水施設を公共下水道に接続する際の「長期利用財産処分報告書」については、報告内容の確認のために必要な書類が必要最小限のものとなるよう、「長期利用財産処分報告書」の記載事例を地方公共団体に平成27年度中に通知する。」とされたところである。

今般、下記のとおり農業集落排水施設を公共下水道に接続する際の長期利用 財産処分報告書の記載事例を取りまとめたことから、貴職から管内地方公共団 体に対して通知されるようお願いする。

なお、財産処分の手続は、「補助金等適正化中央連絡会議の決定事項の通知について(平成20年4月17日付け20経第112号大臣官房長通知)」の趣旨に従い、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に基づく農林水産大臣の承認に関し、手続等のより一層の弾力化及び明確化を図るために定めた「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日20経第385号)」に基づき実施しているところであり、本通知に沿って適切な運用を図られたい。

記

○長期利用財産報告書の記載事例

長期利用財産処分報告書(記載事例)

番 号 日

殿

都道府県知事等 氏 名 印

○○年度○○○○補助金により取得した(又は効用の増加した)財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第4条第1項の規定により、報告いたします。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

(注)近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応する ため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に 記述すること。

当財産は、平成〇年農業集落排水事業により〇〇市〇〇地区に整備した農業集落排水施設であり、これまで農業用用排水の水質保全や農村の生活環境の改善等に寄与してきたところである。

しかしながら、供用開始後、〇〇年が経過し処理施設(機械電気施設)等が老朽化しているため、今後も汚水処理機能を維持するには、大規模な更新整備が必要となっているほか、近年の人口減少等により、平成〇〇年度において計画人口〇〇〇人に対し接続人口が〇〇〇人に留まるなど、施設の適切な維持管理が困難となってきている。 一方、公共下水道(〇〇処理区)は、昭和〇〇年に事業着手して以来、「〇〇市総合

- 一方、公共下水道(○○処理区)は、昭和○○年に事業着手して以来、「○○市総合 計画」に基づいて区域の拡大がなされており、○○地区の処理場から約○kmの位置ま で汚水幹線管路が整備されている状況にある。

また、公共下水道においても少子化や景気の低迷から処理区域内の人口が減少しており、既設管路や処理場の能力において整備計画時には想定されなかった余裕が生じている現状にある。

このような地域における近年の社会経済情勢の変化に対応するため、○○市では○○| 地区の処理場について単独で更新する場合と公共下水道と統合する場合で長期的に発生| する費用等を経済比較した結果、農業集落排水○○地区を公共下水道○○地区に接続し、 汚水処理機能を維持しつつ、維持管理費を含めライフサイクルコストの最小化を図ると ともに、下水道接続に利用した管路以外の補助対象財産である処理場を○○として活用。 することで地域活性化を図るものである。(経済比較の結果は、別添4のとおり)

(記載のポイント)

上記、下線部のように

- 対象となる財産が記載されている。
- ・経過年数や施設の状況が記載されている。
- ・社会経済情勢の変化について具体的な記載がある。

(人口減少、老朽化等に対応するため行われる下水道接続によるライフサイクルコストの最小化)

・既存ストックを効率的に活用した地域活性化に資する具体的な記載がある。

(処理場を〇〇として活用。)

なお、当事例では、社会経済情勢の変化および既存ストックを効率的に活用した地域活性化の両 方を理由として記載しているが、どちらか一つでも構わない。 (2) 今後の利用方法(処分区分)

・今後の利用方法等、具体的に記述すること。

当財産のうち管路部分については、公共下水道〇〇地区の幹線管路に接続して汚水処 理のための管路として使用する。(譲渡、収益なし)

(処理場の建屋を防災倉庫、水槽を防火水槽として活用する場合・・・事例①)

当財産のうち汚水処理施設として常時使用しなくなる処理場については、当施設が位置する〇級河川〇〇川流域の標高が低いため、地域の住民等から湛水被害をはじめとす る自然災害に備えた、水防・防災倉庫の充実が求められていることなどから、別添5の とおり、建屋を土嚢等の水防資材の備蓄倉庫として活用するとともに、水槽を防火水槽 として活用する。

<u>なお、上記の内容については、下水道接続に合わせて〇〇市の地域防災計画を見直し</u> 反映させることとしている。(目的外使用、収益なし) (処理場を地域の記念館として活用する場合・・・事例②)

当財産のうち汚水処理施設として使用しなくなる処理場については、当施設が日常の維持管理作業や清掃作業を通じて、汚水処理の必要性や汚泥の循環利用等、地域の環境 意識の向上に寄与してきたことを踏まえ、別添5のとおり、これまでの地域の汚水処理 等の歴史を継承する施設として、環境学習に必要な教材や地元史などの図書を設置し環 境学習等を実践できる記念館として活用する

<u>記念館は、〇〇市と地元自治会に管理させる</u>ものとするが、入場料は設定しないこと とする。(目的外使用、収益なし)

※)人口減少等の社会経済情勢の変化に対応した長期利用財産の処分において、処理施 設を撤去(取り壊し)するに当たり、補助事業により(国の補助金をもって)用地を取 得している場合は、「跡地の利用方法を記載」または「利用方法がわかる資料を添付」し てください。

(記載のポイント)

上記、下線部にあるように

- ・利用する施設とその用途(目的)が記載されている。
- ・利用に当たって財産処分の種類(譲渡、目的外使用)、収益の有無が記載されている。

2 処分の対象財産

(1) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

財産の名称:〇〇地区農業集落排水施設

補助事業名:農業集落排水事業

所 在 地:00県00市00町00番地

形式・数量:処理場(鉄筋コンクリート造)jarus〇型 敷地面積 A=〇〇〇m2

路 $(V \circ OOO\sim OOO)$ L=O. Okm ポンプの箇所

(2) 事業費、補助金額、補助率

事業費:000,000千円

補助金額:000,000千円

補 助 率:50%

(3) 耐用年数(処分制限期間)、経過年数

別添3 財産管理台帳のとおり

(4) 現況図面又は写真(添付)

別添1,2の通り

3 当該補助対象財産等に係る需要への対応状況

別添「行政需要対応状況届」の記載のとおり

4 処分予定年月日

平成〇〇年〇月〇〇日

5 その他参考資料

- (注1) 当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産の確保が見込まれる場合には、その内容 について、上記2の(1)から(4)までに準ずる内容がわかる資料を添付すること。
- (注2) 市町村合併に伴う財産処分である場合には、その内容等がわかる資料を添付すること。
- (注3) 議会の承認、条例の改正等が必要な場合又は関係法令等により財産処分に関係省庁の許認可等が必要である場合には、その手続きの内容とスケジュール等がわかる資料を添付すること。

行政需要対応状況届

1. 当該補助対象財産の最近3年間の利用状況

補助対象財産の名称	当初の	最	近 3 年	間の) 利 用	状 況	
一	利用計画	平成〇	〇年度	平成〇	○年度	平成〇) () 年度
汚水処理施設 (○○処理場)	し尿及び 雑排水処理 〇, 〇〇〇人 〇〇〇m3/日	区域内 水洗化 水洗化率 汚水量	000Д 000Д 00.0% 000m3/В	区域内 水洗化 水洗化率 汚水量	000Д 000Д 00.0% 000m3/П	区域内 水洗化 水洗化率 汚水量	OOO人 OOO人 OO. O% OOOm3/日

2. 当該補助対象財産に係る利用者等の要望

特になし。

3. 当該補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所 在 地	取得年月日	備考
○○処理場	○○市○○番地○号	平成〇年〇月〇日	所得年月日は供用開始 年月日を表す

4. **当該補助事業等に関連する他の補助事業等の申請状況** (ア) 過去5年間の農林水産関係の補助事業等の申請状況(申請中のものを含む。)

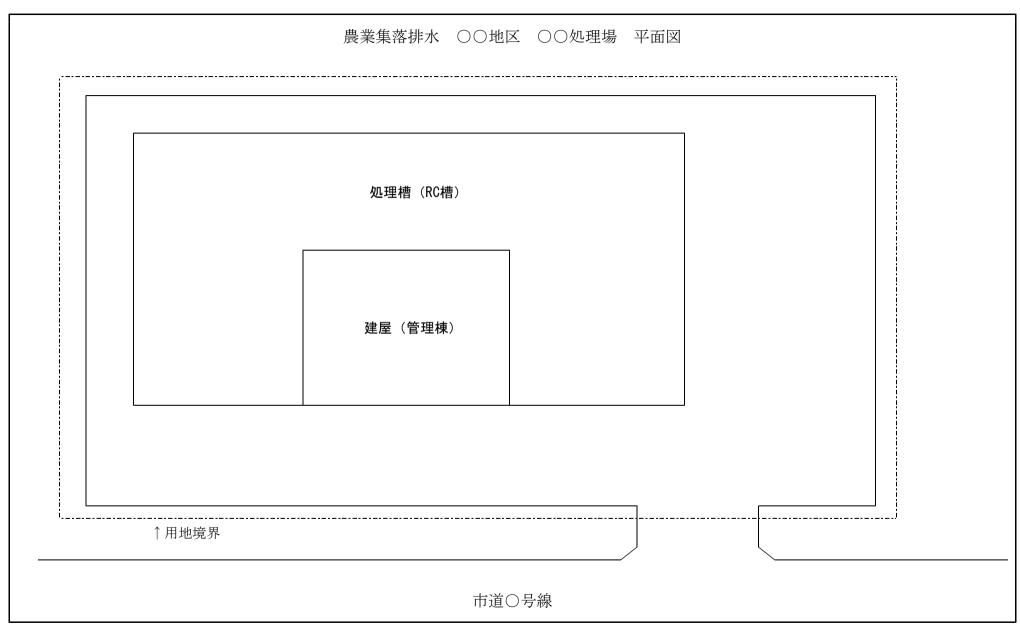
補助事業等の名称	補助対象財産の名称	取得年月日	備考	
該当なし				

⁽注) 申請中の場合は、補助対象財産の名称及び取得年月日は、予定を記入すること。

(イ)農林水産関係の補助事業等の当面の申請予定(計画中のものすべてを記入。)

補助事業等の名称	財産の名称	申請予定年度(予定額)	備	考
該当なし				

農業集落排水 〇〇地区 概要図	位置図
	S = 1 :
	凡 例
	集落圏
	事業計画区域 処理施設
	管路施設
	ポンプ施設
	施 設
	計
	画



※) 上記はイメージであり、既存の平面図等に用地境界を入れたものでもかまいません。

処分財産の写真

処 理 場 全 景
処 理 場 全 景
建屋全景

建 屋 内 (管 理 室)
電気設備(操作盤)
機 械 設 備 (ブロアポンプ等)

別紙第〇〇

財産管理台帳(令第13条第1号から3号までの財産、要綱第〇の財産)

										制限期間	3	処分の状況	7.	
事業名	地区名	事業実施主体	4 杯	形状寸法	数量	単価	取得金額	検収または 取得年月日	耐用年数	処分制限 年月日	処分の 種類	処分 年月日	補助金 返還額	備考
農業集落排水事業	○○地区	00市				円	円						円	
			処理水槽	鉄筋コンクリート造	一式		000,000,000	н,0,0,00	40年	н00,0,00				○年経過
			建屋	鉄筋コンクリート造	1棟		000,000.000	н,0,0,00	50年	ноо,о,оо				○年経過
			機械設備		一式		00,000,000	н,0,0,00	17年	ноо,о,оо				〇年経過 撤去
			電気設備		书		00,000,000	н,0,0,00	17年	ноо,о,оо				○年経過 一部撤去
			管路施設	硬質塩化ビニル管 φ150mm~300m	L=00,000m		000,000,000	н,0,0,00	50年	н00,0,00				○年経過
			土地		0,000m2		00,000,000	H,O,O,OO	永年	н00,0,00				○年経過
				計			000,000,000							国費率50%

- (注) 1
- 既存の財産管理台帳の備考欄に経過年数や国費率を追記してください。 また、撤去する施設については備考欄に記載してください。 検収または取得年月日の欄への記入内容は、完成年度で記載すること。 類似の台帳がある場合にはそれらをもって代えることができるものとする。

下水道接続説明資料

1. 下水道施設及び接続工事の概要

農業集落排水を接続する下水道施設及び接続工事の概要は下記の通りである。

(施設概要)

事 業 名:○○市公共下水道 処理区名:○○処理区外○地区 処理場の名称:○○○浄化センター 処理場所在地:○○市○○番地○-○

供 用 開 始:昭和 \bigcirc 年 \bigcirc 月 計画処理面積: \bigcirc , \bigcirc \bigcirc ha

処 理 能 力:○○○, ○○○ m3 / 目

処 理 実 績:日平均 ○○○, ○○○ m3 /日 (平成○○年度) 日最大 ○○○, ○○○ m3 /日

(工事内容)

マンホールポンプ:1カ所

接 続 管 路:硬質塩化ビニル管 ϕ 350 L = \bigcirc . \bigcirc k m

2. 経済性の比較

下記の通り、現況の農農業集落排水施設を改築し継続利用するより、公共下水道に接続することで○、○○千円/年の節減が可能で有り経済的である。

1. 現況施設を継続利用する場合

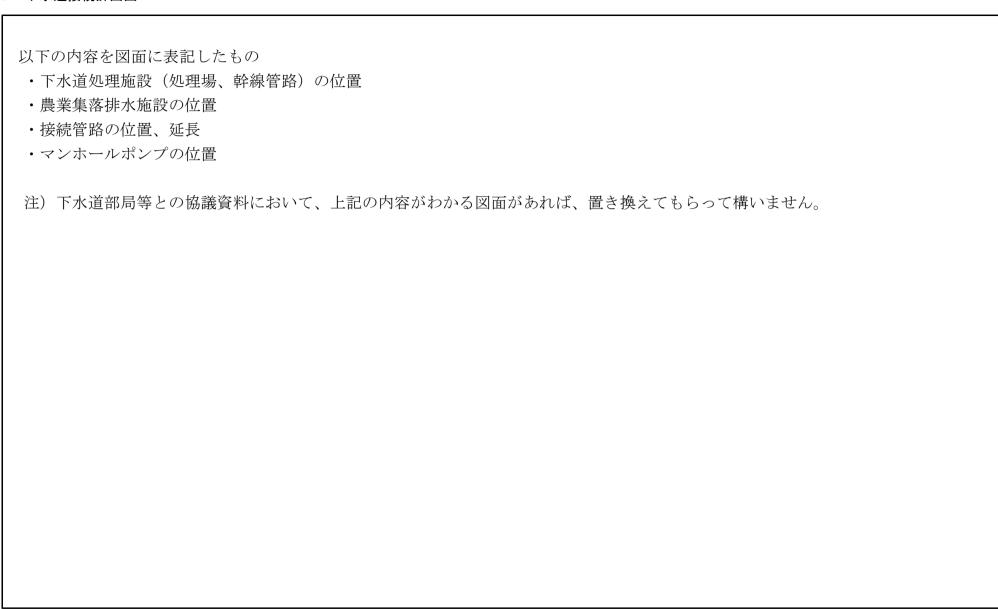
項目	費用(千円/年)	備考
①処理場改築費	000	建設費〇,〇〇〇千円÷耐用年数〇〇年
②維持管理費	00, 000	平成〇〇年度実績
③年間費用 (①+②)	00, 000	···×

2. 下水道接続した場合の費用

項目	費用(千円/年)	備考
④マンホールポンプ設置費	00, 000	〇. 〇〇〇千円÷耐用年数〇〇年
⑤ "維持管理費	000	電気料金
⑥接続管路建設費	00, 000	〇,〇〇〇m×〇〇〇千円/m÷耐用年数〇〇年
⑦ "維持管理費	000	建設費〇,〇〇〇千円÷耐用年数〇〇年
⑧処理場維持管理費	0, 000	取扱量の増加に伴う費用
9年間費用 (④+5+6+7+8)	00, 000	0

削減額 現況施設を継続利用する場合(③) ー下水道接続した場合の費用(⑨) =〇〇, 〇〇〇 (千円/年)

3. 下水道接続計画図



4. 下水道部局との調整状況

1) 下水道部局との調整経緯

平成○○年○月○日	○○市下水道担当部局と農業集落排水担当部局で接続協議
	接続することについて了解を得る。
平成〇〇年〇月〇日	○○県下水道担当部局と○○市で接続協議
	許可変更を条件として接続について了解を得る。
平成〇〇年〇月〇日	○○県農業集落排水担当部局と○○市で接続協議
	接続することについて了解を得る。
平成〇〇年〇月〇日	○○県下水道担当部局と農業集落排水事業担当部局で接続協議
	接続することを承認

2) 今後の調整スケジュール (予定)

平成○○年○月 農林水産大臣による長期利用財産処分報告書の受理

平成〇〇年〇月 下水道法第4条の事業計画区域を変更

平成〇〇年~〇〇年 接続工事を実施

平成〇〇年〇月 供用開始

3)接続に関する下水道部局の見解

○○市公共下水道の○○浄化センターおよび既設幹線管路には処理能力に余裕があり、農業集落排水○○地区を接続しても問題が無く、下水道接続による汚水処理施設の 集約は維持管理の効率化等、地域の活性化に寄与することから、これを承認する。

注)上記内容は、イメージであり、類似資料(下水道部局との協議資料等)がある場合は、それらを代用されても構いません。

処理場の利用計画(事例①)

1. 利用計画の概要

○○市は、平成○○年の台風○○号によって、○○川が氾濫し家屋が浸水するなど多大な被害が発生しました。

これを受け○○市では、「○○市防災地域防災計画」を策定するなど災害に強いまちづくりの実現に向けた取組を進めているところです。

このような中、地域住民から〇級河川〇〇川の氾濫等に対応した水防倉庫の充実を図ることが求められています。

現在、〇〇川には〇〇水防倉庫(市有)と〇〇水防倉庫(県有)の2カ所の水防倉庫がありますが、資材の保管・集積には不十分であることから、下水道接続により使用しなくなる農業集落排水事業〇〇地区の〇〇処理場(建屋)を〇〇市の水防・防災資材の倉庫として有効活用します。

また、処理場の水槽についても、その容量を活用し、○○市における火災時の防火水槽として活用することで防災体制の強化を図ることとしています。

なお、上記の内容については、下水道接続に合わせて○○市の地域防災計画を見直し反映させることとしております。

○○処理場利用計画

対 象	利用方法等
処理槽 (水槽)	火災時の防火水槽として活用
建屋	土嚢等を備蓄する水防・防災倉庫として利用
機械設備	撤去
電気設備	照明や電源設備等以外(操作盤等)は撤去

2. 施設の利用開始時期

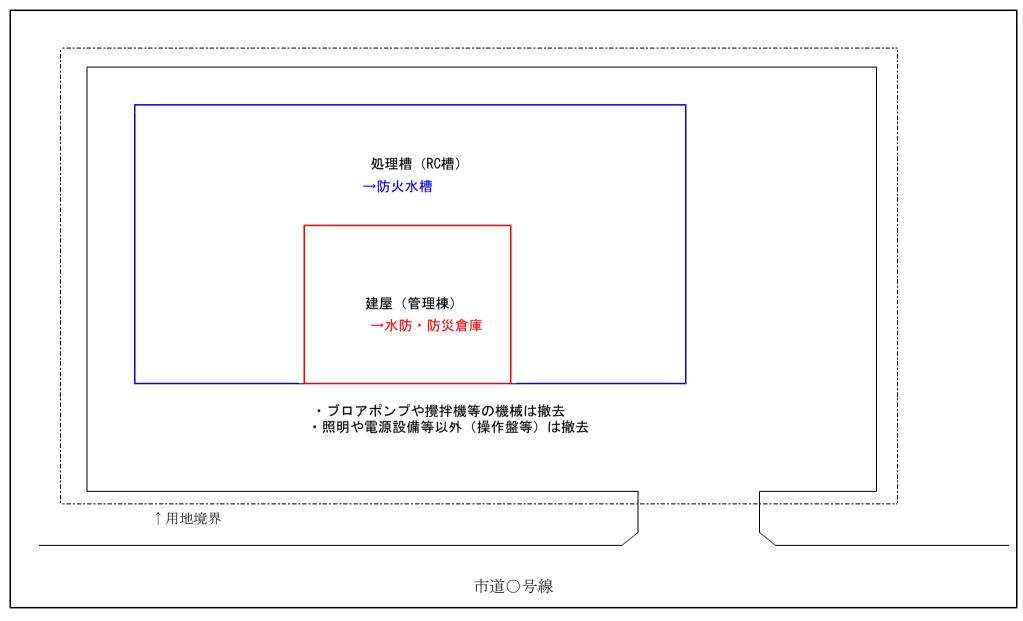
平成〇〇年〇〇月より利用予定。

(記載のポイント)

上記の様に

- ・利用する施設と利用しない施設(撤去する施設)が区分されている。
- ・利用の用途(目的)、理由が記載されている。
- ・利用開始時期が記載されている。

3. 利用計画図



※)上記はイメージであり、既存の平面図や構造図に利用する範囲を着色し、利用方法を記載してください。

処理場の利用計画(事例②)

1. 利用計画の概要

昭和〇〇年に農業集落排水事業〇〇地区で整備された農業集落排水施設は、 〇〇市でもいち早く汚水処理を行った施設であり、施設共用後も地域住民が 処理場の日常管理としてし渣の除去や施設の清掃、配管の定期清掃を長年に わたって実施するなど、大切に利用するとともに、集落排水施設から発生し た汚泥の農地還元にも積極的に取り組んで来ました。

このような農業集落排水との関わりを通して育まれた水質をはじめとした環境への思いやりを今後も地域住民が共有するとともに、次の世代に引き継いでいくため、当該施設をこれまでの地域の汚水処理等の歴史を継承する施設として、環境学習に必要な教材や地元史などの図書を設置し環境学習等を実践できる記念館として活用します。

なお、当該施設の使用料は無償とし、地元自治会により管理させることとしております。

○○処理場利用計画

対 象	利用方法等
処理槽(水槽)	記念館(見学施設)として活用
建屋	記念館(図書室、資料展示の環境学習場)として活用
機械設備	記念館(見学施設)として活用
電気設備	記念館(見学施設)として活用

2. 施設の利用開始時期

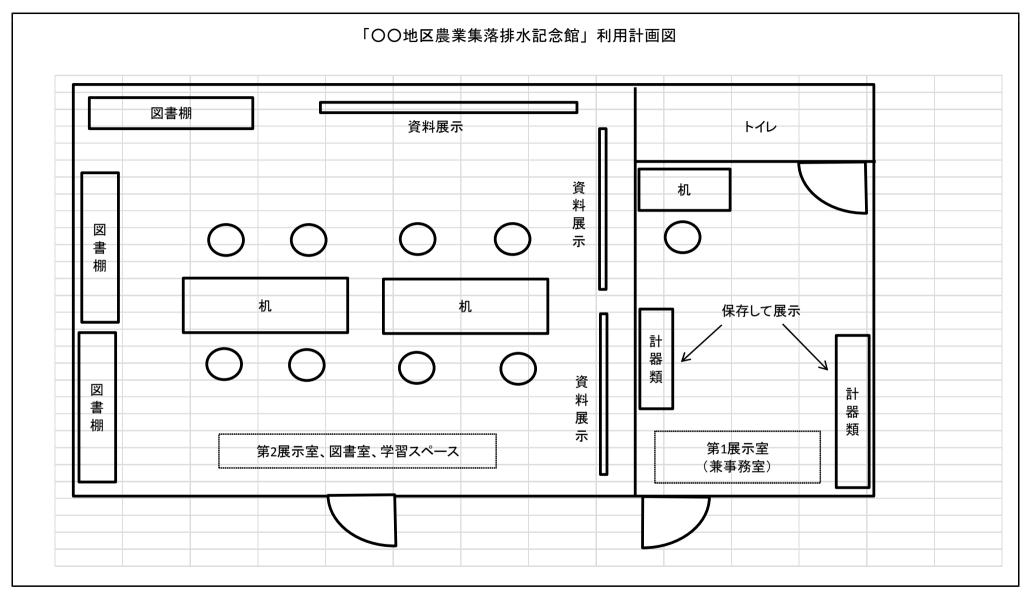
平成〇〇年〇〇月より利用予定。

(記載のポイント)

上記の様に

- ・利用する施設と利用しない施設(撤去する施設)が区分されている。
- ・利用の用途(目的)、理由が記載されている。
- ・利用開始時期が記載されている。

3. 利用計画図



※) 上記はイメージで有り、活用方法がわかるものであれば構いません。

○○地区農業集落排水記念館管理規約 (案)

(目的)

第1条 この規約は、〇〇地区農業集落排水記念館(以下「記念館」という。)の管理及び運営を適切に行うために定める。

(記念館の位置付け)

第2条 記念館は、□□町及び△△町(以下「両町」という。)の環境保全に大きく寄与してきた集落排水事業の歴史を今後に伝えることを目的として設置されたものであり、目的達成のため有効な利用と適切な管理に努めるものとする。

(維持管理)

- 第3条 記念館は、両町自治会が共同して管理し、管理責任者は、□□町 自治会長とする。
 - 2. 両町自治会は、記念館の定期的な清掃等維持管理に努めるものとする。

(使用の手続)

第4条 記念館を使用しようとする者は、あらかじめ管理責任者の承認を 得るものとする。

(使用時間及び閉館日)

第5条 使用時間は、原則として午前8時から午後5時までの時間内とする。ただし、管理責任者が認めた場合は、その限りでない。

(使用料)

第6条 使用料は、無料とする。

(使用上の注意)

- 第7条 記念館の使用者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 使用に当たっては、建物、設備、備品類の破損、紛失等の無いよう注意すること。
 - (2) 使用後は、清掃及び整理・整頓に努めること。
 - (3) 水道、電気等の閉栓及び戸締まりを確保の上、鍵を管理責任者に返却すること。
 - (4) 発生したゴミは、全て持ち帰ること。

(その他)

第8条 この規約に定めの無い事項が発生した場合は、両町自治会長が協議して対応する。

附則

1 この規約は、平成○○年○○月○○日から適用する。